

第5章 第2期岩沼市自殺対策計画

第5章 第2期岩沼市自殺対策計画

1 計画策定の背景と目的

平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会問題」として広く認識されるようになりました。さらに平成28年4月の改正で、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられ、地域レベルでの対策が一層進められています。

本市では、こうした国の動向やこれまでの心の健康に関する施策を踏まえ、自殺予防を総合的に推進する計画として、令和2年3月に「誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま」を基本理念に掲げた「第1期岩沼市自殺対策計画」を策定しました。

令和4年には国の「自殺対策大綱」が見直され、新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえた取組の方向性が示されました。今後も自殺対策は、社会づくりや地域づくりの一環として、一人ひとりの課題を早期に発見し、誰ひとりとして取り残さない包括的な支援を進めることが求められています。

第1期岩沼市自殺対策計画は令和6年度に最終年度となりましたが、自殺対策は地域福祉施策と一体的に進められていることから、地域福祉計画と併せて策定することといたしました。それに伴い、第1期岩沼市自殺対策計画は、第2期岩沼市地域福祉計画の策定期間に合わせ、令和7年度まで計画を1年間延長しています。

令和7年度に、第1期岩沼市自殺対策計画が終了することから、本市の現状に沿った取組を推進するため、新たに第2期岩沼市自殺対策計画を策定します。

2 自殺対策に対する基本認識

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」にあることを念頭に置き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していくことが示されています。

そこで、本市においても、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、自殺総合対策大綱に示されている4つの基本認識を共通認識として自殺対策を推進します。

(1) 4つの基本認識

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること

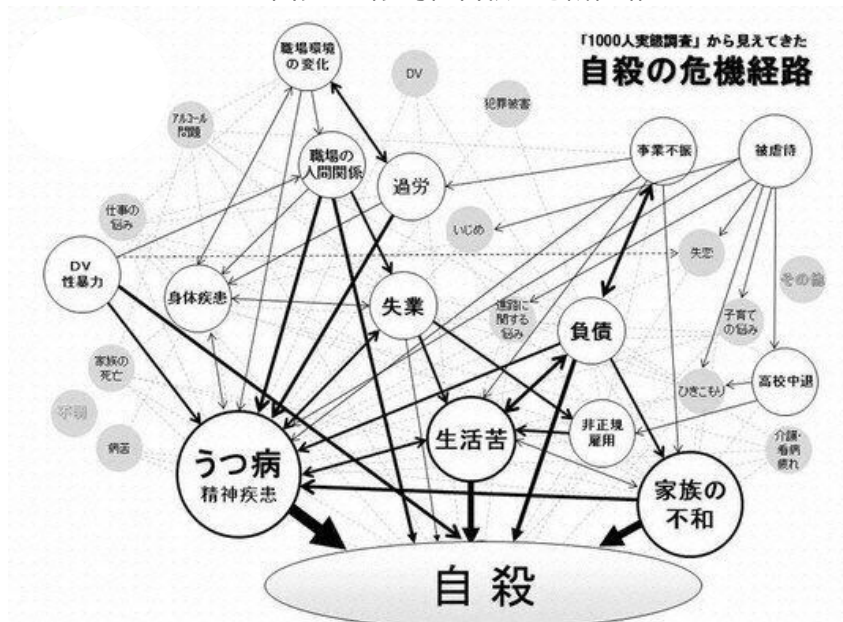
自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少、役割の喪失及び過剰な負担などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうということが考えられます。

自殺に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」ということを、社会全体で認識していく必要があります。

図表 (参考) 自殺の危機経路



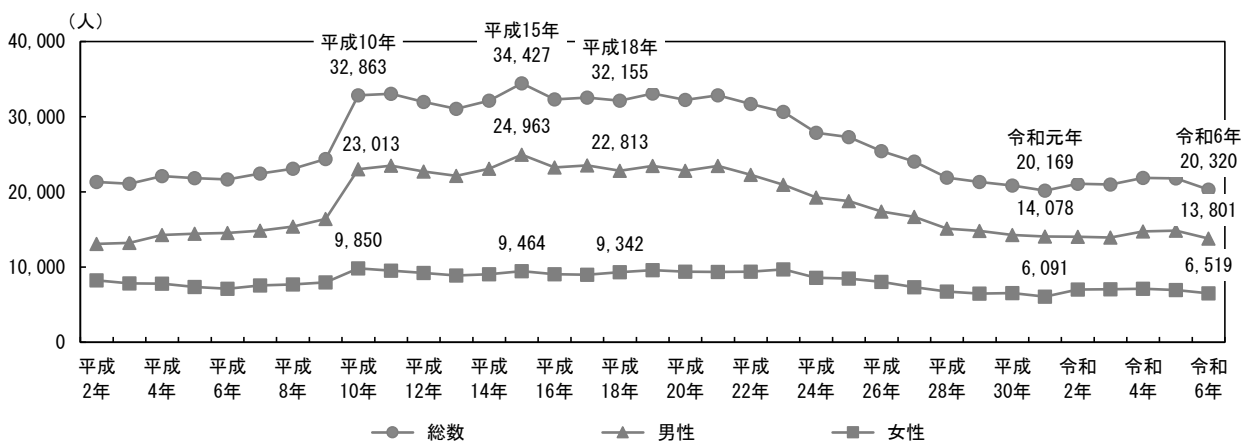
資料：NPO 法人ライフリンク 「1000 人実態調査」から見えてきた自殺の危機経路

② 年間自殺者数は減少している一方で、非常事態はいまだ続いており、継続して取り組むべき課題であること

わが国の自殺者数を平成18年と新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と比較すると、自殺者数は男性で約38%、女性で約35%減少しましたが、依然として深刻な状況が続いています。令和2年には女性や小中高生の自殺者数が増加し、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年には全体の自殺者数は減少したものの、令和6年の自殺者総数は依然として20,000人を上回っています。

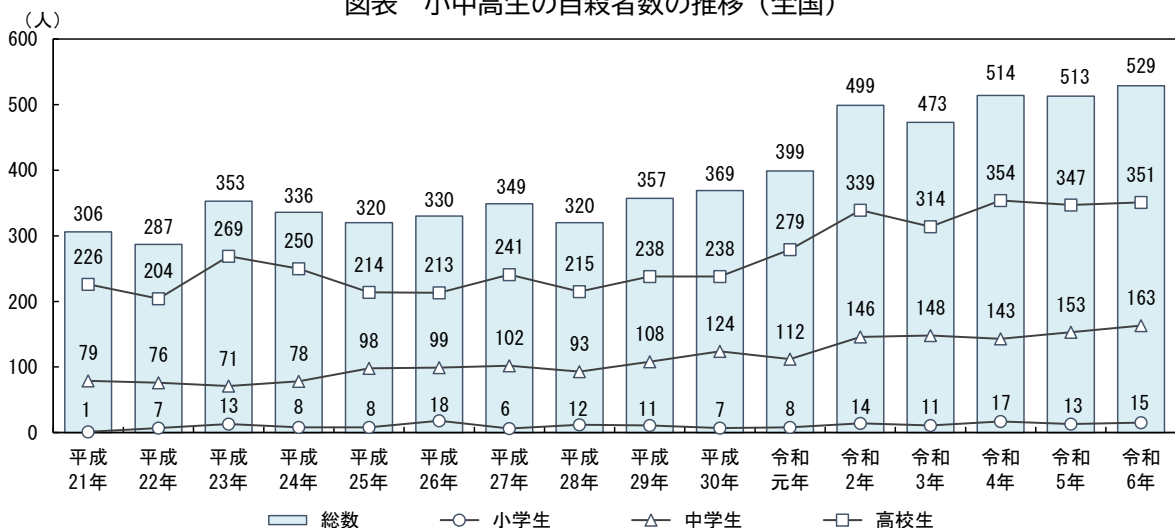
また、小中高生の自殺者数は近年500人を上回る推移となっており、国内において非常事態はいまだ続いているということを認識する必要があります。

図表 自殺死亡者数の推移（全国）



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

図表 小中高生の自殺者数の推移（全国）



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が必要であること

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体で人とのつながりが希薄化し、多くの方が様々な不安やストレスを抱える状態になりました。終息にめどが立たない中で、自殺者数が増加傾向となり、特に女性や若者の自殺者数が増加している状況となっています。

また、雇用形態の変化や学校生活の制約などが影響を与えており、新型コロナウイルス感染症の拡大を経た社会の中でも影響が懸念されています。

この経験を踏まえ、引き続き自殺対策を推進していくことが求められます。

④ 地域に応じた実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する必要があること

自殺対策に関わる行政機関や関係団体等は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、住民や地域と協働しながら、PDCAサイクルを通じて、地域の実情に応じて実践的に取り組んでいく必要があります。

図表 PDCAサイクルによる進行管理



(2) 宮城県の動向

宮城県では、自殺を社会的な課題として深刻に受け止め、平成30年度から令和8年度までを計画期間とする「宮城県自死対策計画」を策定しています。

計画では、「誰も自死に追い込まれることのない宮城県」の実現を目指し、県民や関係団体と連携して包括的な支援を強化することを目的として、復興支援、生きることの包括的支援、関係機関の連携強化、そして県民一人ひとりの気づきと見守りを促す啓発活動を軸に据え、精神医療や福祉、産後うつ対策、依存症支援など、幅広い問題に対し医療と福祉の連携を深めながら取り組んでいます。

また、国では令和4年に自殺総合対策大綱が改定され、「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響への対策」と「女性の自殺対策の強化」が新たな重点施策として加えられたことを受けて、心の不調が増えていることや女性の自殺リスクが高まっていることに注目し、これらに対応する対策を計画に反映しています。

なお、重点施策は次のとおりです。

重点施策

- (1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する
 - ▶ 安心できる生活の回復に向けた復興施策の着実・迅速な推進
 - ▶ ハイリスク群に対する医療・保健福祉一体の支援体制の構築
- (2) 健康問題による自死対策を推進する
 - ▶ 健康づくりへの支援と、不調時における医療機関受診等の適切な対処法の普及
 - ▶ ライフステージ特有の課題に対する支援機関の連携体制の構築
- (3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する
 - ▶ 企業における健康増進や労働の環境改善の取組への支援
 - ▶ 労働者の健康管理等に関する専門機関の連携体制の構築
- (4) 高齢者の自死対策を推進する
 - ▶ 地域包括ケア体制の充実・推進と、健康維持・孤立防止の促進
 - ▶ 介護に対する住民理解の促進と家族介護者への支援の充実
- (5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する
 - ▶ 生活困窮者支援制度を通じた経済的自立の促進
 - ▶ 障害、虐待、ひきこもりなど社会的困窮者への包括的な支援の実施
- (6) こども・若者の自死対策を更に推進する
 - ▶ こどもや若者を取り巻く関係者が広く連携し、切れ目のない支援を実施
 - ▶ 震災による影響を注視し、関係機関が連携した支援の実施
- (7) 女性の自死対策を更に推進する
 - ▶ 妊産婦や困難な問題を抱えた女性への支援の充実
 - ▶ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

3 岩沼市における自殺の状況

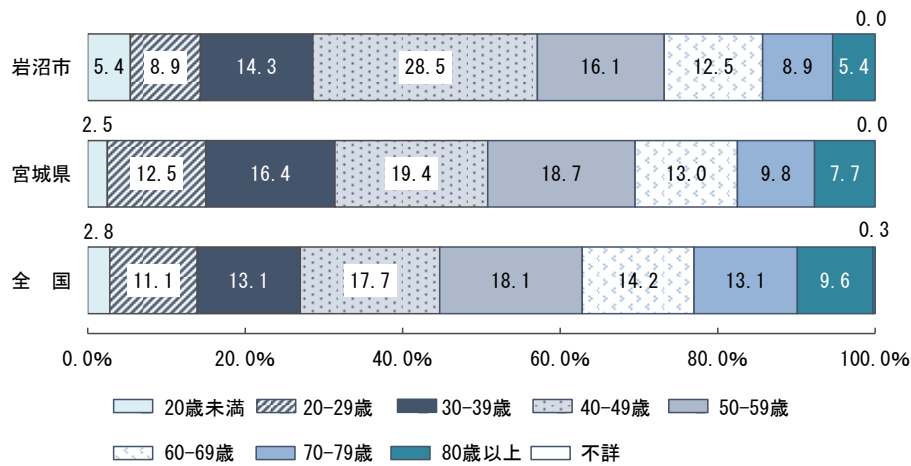
(1) 年齢別自殺者の割合

① 男性

本市の男性自殺者の年齢構成をみると、40～49歳が全国や宮城県よりも特に多く、全体的に働き盛りの年代（30～59歳）が多数を占める傾向がみられます。

また、20歳未満の割合は、全年齢層の中では割合としては少ないものの、全国や宮城県よりやや多くなっています。

図表 年齢別自殺者の割合
(男性：平成27年～令和6年 合計：構成比)



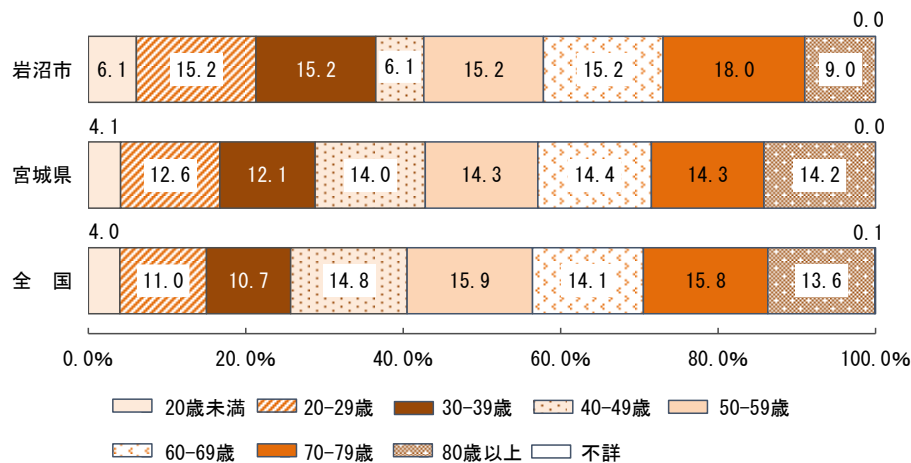
資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

② 女性

本市の女性の自殺者の年齢構成は、20歳代～30歳代の割合が全国・宮城県より多くなっています。

また、20歳未満の割合は、男性と同様に全年齢層の中では割合としては少ないものの、全国や宮城県よりやや多くなっています。

図表 年齢別自殺者の割合
(女性：平成27年～令和6年 合計：構成比)



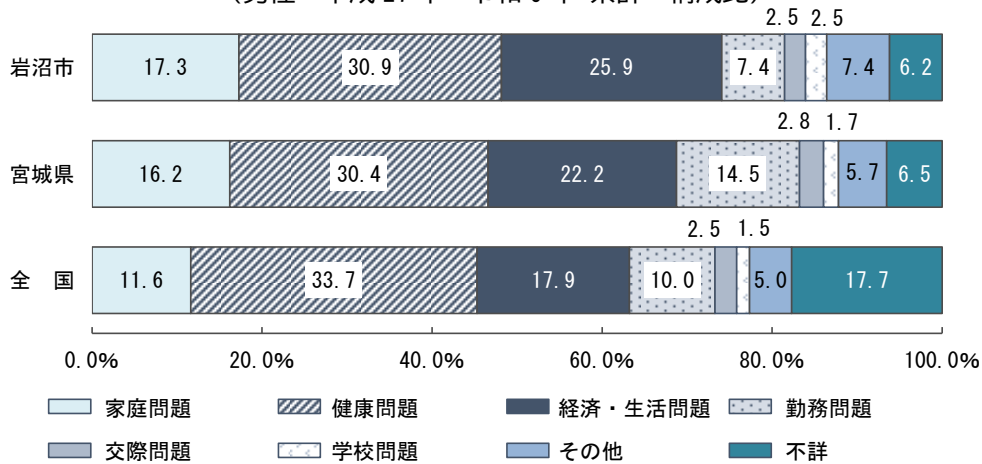
資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

(2) 自殺の原因・動機

① 男性

本市の男性自殺者の原因・動機をみると「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」が上位に挙がっています。また、「健康問題」は、全国や宮城県においても最上位に挙がっています。

図表 自殺の原因・動機
(男性：平成27年～令和6年 累計：構成比)



※原因・動機は複数回答であるため、件数の累計値より構成比を算出しています。

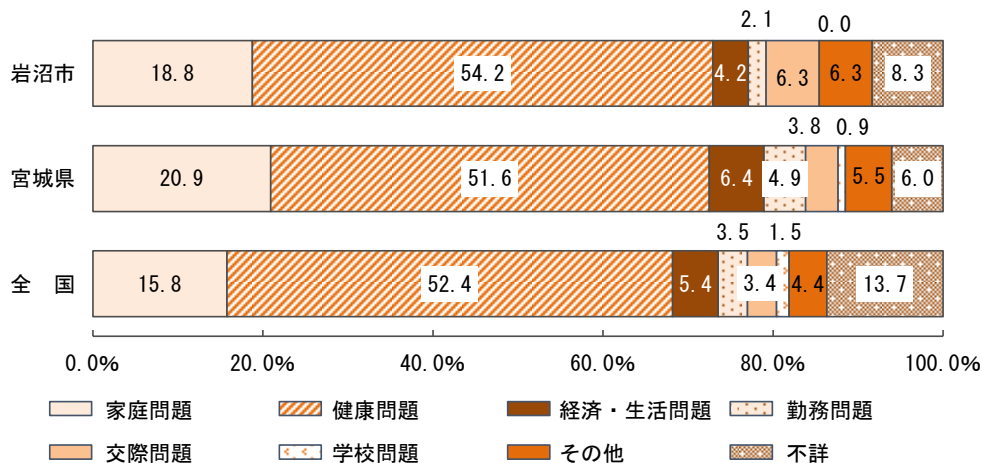
資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

② 女性

女性自殺者の原因・動機においても、男性と同様に「健康問題」が最上位に挙がっており、割合は男性と比較してさらに多くなっています。

全国や宮城県においても「健康問題」は女性自殺者の原因・動機の半数以上を占めています。

図表 自殺の原因・動機
(女性：平成27年～令和6年 累計：構成比)



※原因・動機は複数回答であるため、件数の累計値より構成比を算出しています。

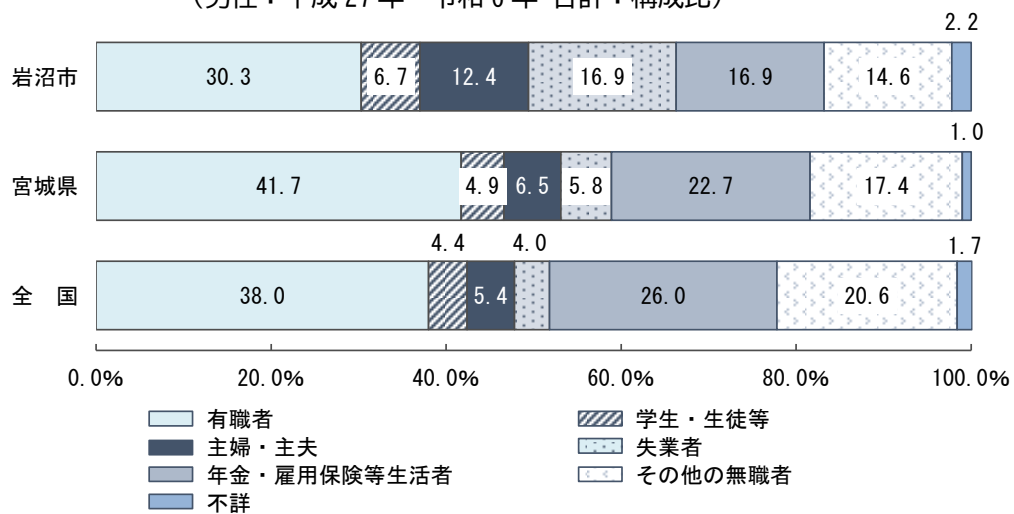
資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

(3) 職業別の状況

① 男性

本市の男性自殺者の職業別の状況をみると、「有職者」、「失業者」、「年金・雇用保険等生活者」が上位に挙がっています。「有職者」については、全国や宮城県と比べて少ないものの、「失業者」や「主婦・主夫」は全国や宮城県と比べて多くなっています。

図表 職業別の状況
(男性：平成27年～令和6年 合計：構成比)

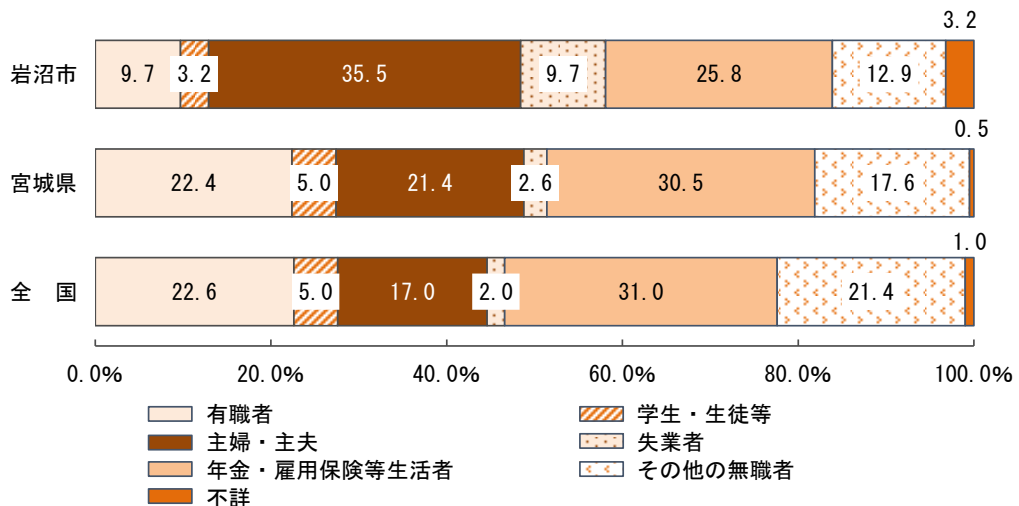


資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

② 女性

女性自殺者の職業別の状況は「主婦・主夫」が最も多く、全国や宮城県を大きく上回っています。また、「失業者」も同様に全国や宮城県を大きく上回っています。一方で、有職者は全国・宮城県より低くなっています。

図表 職業別の状況
(女性：平成27年～令和6年 合計：構成比)



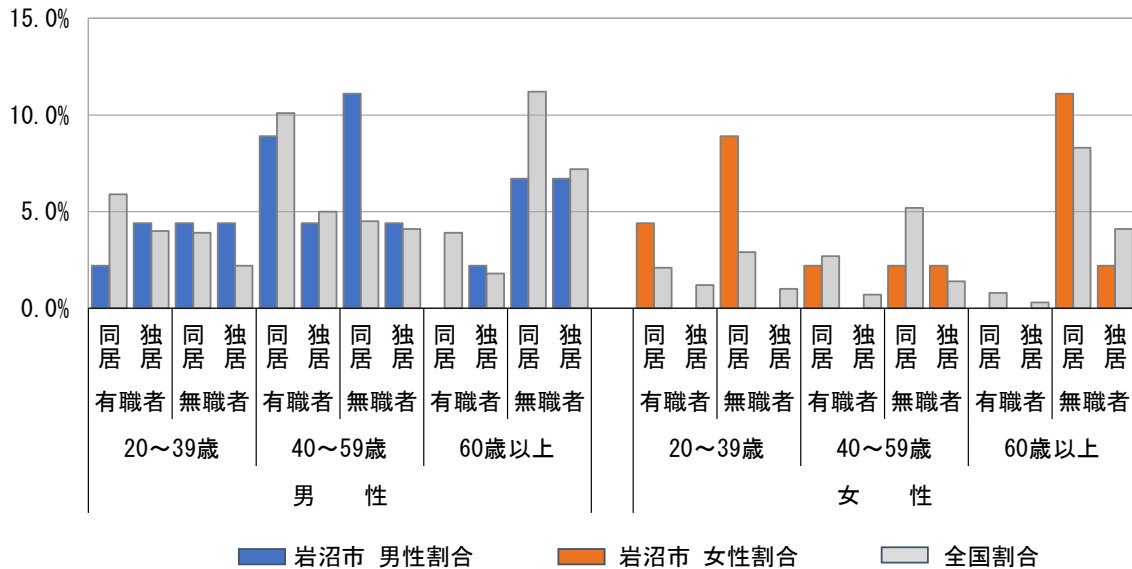
資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

(4) 地域自殺実態プロファイルによる特徴

① 本市における自殺者の特徴

市内における自殺の概要について自殺割合をみると、「男性・40～59歳・無職・(家族等と)同居」と「女性・60歳以上・無職・(家族等と)同居」が最も高くなっています。

図表 地域の自殺の概要
(特別集計(自殺日・住居地、令和元年～令和5年合計))



資料：地域自殺実態プロファイル (2024)

上位5区分 (※1)	自殺者数 5年計	割合 (%)	自殺率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路 (※2)
1位:男性 40～59歳無職同居	5	11.1	287.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	5	11.1	18.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:女性 20～39歳無職同居	4	8.9	56.4	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳有職同居	4	8.9	16.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	3	6.7	134.9	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

自殺率の母数(人口)は令和2年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したものです。

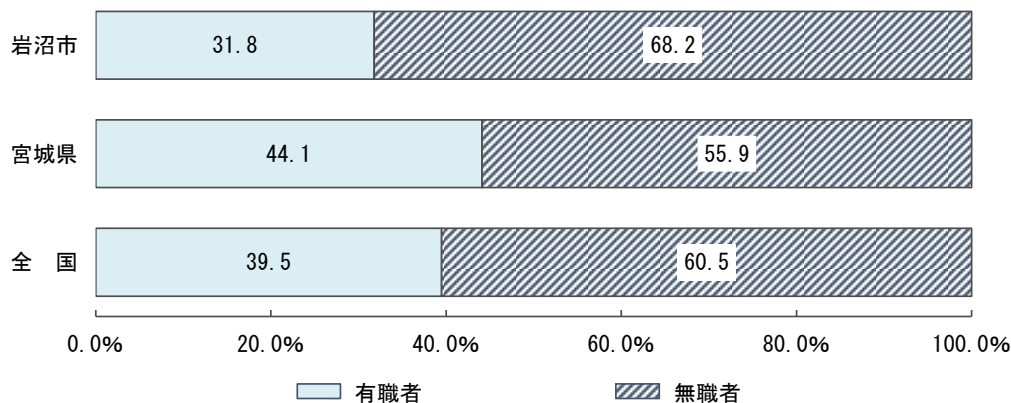
※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に、自殺総合対策推進センターにて分析したものです。

資料：地域自殺実態プロファイル (2024)

② 有職・無職者の自殺の内訳

地域自殺実態プロファイルによる有職・無職者別に自殺の状況をみると、自殺者数全体では「無職者」が多く、全国や宮城県においても同様の傾向がみられます。

図表 有職・無職者の自殺の内訳
(特別集計(自殺日・住居地、令和元年～令和5年 合計))



資料：地域自殺実態プロファイル(2024)

使用する統計データについて

自殺者数に関する主要統計としては、厚生労働省による「人口動態統計」と警察庁による「自殺統計」の2種類がありますが、詳細分析が可能な「自殺統計」を主に用います。

≪両統計の相違点≫

- ・調査対象について、人口動態統計は日本における日本国籍を有する者を、自殺統計は総人口(日本における日本国籍を有さない者を含む)を対象としています。
- ・調査時点について、人口動態統計は住所地をもとに死亡時点で、自殺統計は発見地をもとに発見(認知)時点で計上しています。

※警察庁 地域における自殺の基礎資料について

警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されているものです。(地域自殺実態プロファイルでは「自殺統計」と表記されています。)

※地域自殺実態プロファイルについて

厚生労働省及び自殺総合対策推進センターが、主に令和元年から令和5年の自殺統計及び住民基本台帳に基づく人口と国勢調査を用いて、性別や年代等の項目ごとに自殺者数を集計した資料を指します。

※自殺死亡率について

人口10万人当たりの自殺者数を表すもの。

自殺者数÷人口(各年10月1日現在)×100,000人

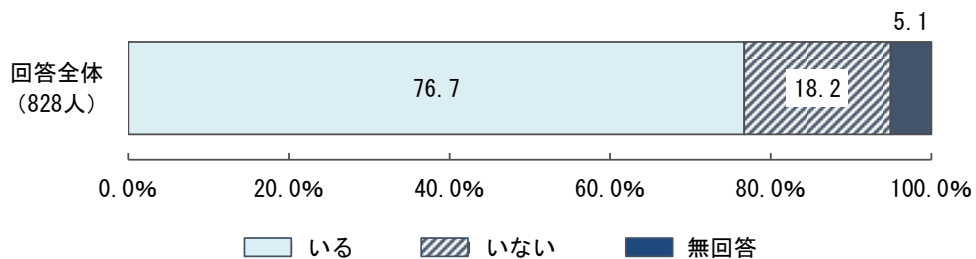
(5) アンケート調査による意識

アンケート調査結果から自殺対策にかかる住民の意識は次のとおりです。

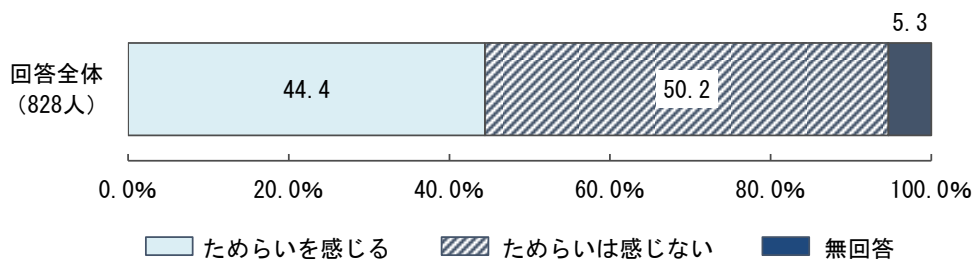
① 相談相手や相談へのためらいについて

悩みやストレスを感じたときに相談できる相手が「いる」と回答した人は76.7%ですが、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じる」と回答した人は44.4%となっています。

図表 (再掲) 悩みやストレスを感じたときに相談できる相手の有無



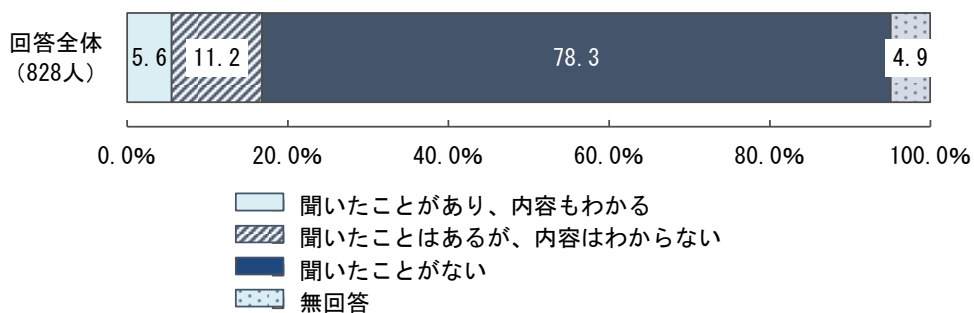
図表 (再掲) 相談することへのためらい (抵抗感)



② ゲートキーパーの認知

ゲートキーパーの認知について、「聞いたことがあり、内容もわかる」が5.6%、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が11.2%、「聞いたことがない」が78.3%となっています。

図表 ゲートキーパーの認知



4 現計画の評価

(1) 計画の目標に関する評価

本市における目標数値：

令和2年から令和6年の5年間平均の自殺者数を、平成26年から平成30年までの5年間平均の自殺者数から30%以上減少させる

【本市における目標数値】

	現状	目標	結果	
	平成26年～平成30年の5年間平均	令和2年～令和6年の5年間平均		
自殺者数(人)	9.2	6.4	9.0	
自殺死亡率(10万人当たり)	20.8	14.5	20.6	

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自殺者数(人)	9	7	12	10	7
自殺死亡率(10万人当たり)	20.5	15.9	27.4	22.9	16.1

評価	<p>数値目標：未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自殺者数」は計画期間中の5年間(令和2年～令和6年)と比較し、0.2人減少しましたが、目標達成とはなりませんでした。 ○「自殺死亡率」についても、計画期間中の5年間と比較すると0.2減少しましたが、目標達成とはなりませんでした。
分析	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺者数は令和3年に一度減少しましたが、その後令和4年には12人、令和5年には10人と再び増加し、令和6年は7人でした。この増加傾向は全国や宮城県でも同様にみられています。 ○年齢別自殺者の割合をみると、男性は40歳代、女性は20歳代～30歳代、50歳代の割合が全国・県より多くなっています。(P.106参照) ○地域自殺実態プロファイルによる主な自殺者の特徴(P.109参照)をみると、自殺者数は1・2位が同じですが、自殺率で見ると、男性40～59歳(無職)が最も多くなっていることがわかります。また男性40～59歳は、有職の自殺者数も多く、4位となっています。 ○令和5年には本市でも20歳未満の自殺者が確認されており、全国的に小中高生の自殺者数が過去最多を記録している状況と重なります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組を継続するだけでなく、より効果的な対策を進めるために、特に自殺リスクが高いと考えられる「男性40～59歳」及び「子ども・若者」に向けた支援を強化することが必要です。

(2) 計画の基本目標ごとの評価

基本目標1：みんなが「関わる」地域社会の形成

指 標	現状						結果		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
市民満足度調査 何らかの地域活動やサークル活動をしている人の割合	21.8%	23.9%	20.0%	14.3%	17.7%	18.3%	19.2%	減少	増加
ボランティア登録者数	79人	104人	96人	125人	181人	232人	153人	増加	増加

【施策に関連した取組について】(評価指標A：よくできた、B：できた、C：もう少し、D：できなかった)

事業名	評価	令和6年度の実績
福祉団体への支援	B	・地域福祉団体への活動助成金の支給(2件)
サポートセンター等運営事業 (コミュニティ支援事業)	B	・コミュニティ支援員による個別訪問(57世帯)、町内会イベントの開催
認知症カフェ等の認知症 当事者や家族のつどいの場	B	・認知症カフェの開催： ①市・認知症部会共催：計12回(月1回) ②地域包括支援センター(4か所)主催：34回 ③住民ボランティア主催(1か所)：24回 ④調剤薬局主催(1か所)：3回 ・つなごレター(情報紙)の発行：12回
交流サロン推進事業	B	・助成金交付：1団体
市民活動サポートセンターの 運営	B	・住民活動相談：30件(うち専門相談員による相談5件) ・「いわサポ通信(施設配架)」の発行：4回 ・住民活動団体向け講座の開催：4回(62名参加)

※サポートセンター等運営事業(コミュニティ支援事業)は、震災から13年が経過し事業を終了したため、令和5年度の評価となっています。

【進捗状況】

評価	<p>目標：一部達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「何らかの地域活動やサークル活動をしている人の割合」は、平成30年度の21.8%から令和6年度には19.2%へと2.6%減少し、目標を達成となりませんでした。 ○「ボランティア登録者数」は、平成30年度の79人から令和6年度には153人へと74人増加し、目標達成となっています。
分析	<ul style="list-style-type: none"> ○「何らかの地域活動やサークル活動をしている人の割合」は、令和6年度には19.2%と平成30年度よりも減少となっており、新型コロナウイルス感染症の影響やサークル活動者の高齢化が減少要因と考えられます。 ○一方で、ボランティア登録者数は令和5年度の232人から令和6年度に153人へと減少していますが、平成30年度よりも増加しており、地域との関わり方は多様化しているとみられます。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民同士の関わり方に変化がみられていることについて、現状に合った見守りや支え合いについて検討していく必要があります。

基本目標2：困ったときの声や支えの「届く」体制づくり

指 標	現状						結果		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
自殺対策啓発普及回数	3回	4回	7回	5回	6回	5回	4回	増加	増加
自殺対策ゲートキーパー養成講座開催数	1回	0回	1回	3回	2回	2回	1回	維持	増加

【施策に関連した取組について】（評価指標A：よくできた、B：できた、C：もう少し、D：できなかった）

事業名	評価	令和6年度の実績
各種相談等による課題の早期発見・対応	B	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談時のアドバイス：10件程度/月 ※うち社会福祉課、岩沼市社会福祉協議会、みやぎ生協（くらしと家計の相談室）等の案内：1件/月 ・住民の声：198件 ・行政相談：5件 ・消費生活相談：84件 ・青少年相談：162件 ・教育相談：支援対象者 12名 ・水道料金分納誓約：93件 ・心配ごと相談件数：45件 ・人権相談：0件 ・心の健康相談：7回、11件
自殺に関する正しい知識の普及啓発	B	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動：4回 ・相談窓口一覧の配布：119か所
地域ケア会議推進事業	C	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議：13回 ・自立支援型地域ケア会議：11回
自殺対策ゲートキーパー養成講座	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向け：16名
民生委員・児童委員の活動支援	B	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ先の周知 ・民生委員・児童委員の精神的なフォロー

【進捗状況】

評価	<p>目標：一部達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「自殺対策啓発普及回数」は、平成30年度の3回から令和6年度は4回へと1回増加し、目標達成となっています。 ○ 「自殺対策ゲートキーパー養成講座開催数」は、令和6年度は1回となり、現状維持となっています。
分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談先が細分化・専門化する中で、住民からは「どこに相談したらよいかわからない」という声が多く、アンケート調査では44.4%の人が悩みを相談することに「ためらいを感じる」と回答しており、支援が必要な人に声が届きにくい現状がうかがえます。 ○ 相談内容が複雑かつ多岐にわたり、一つの部署や機関で対応することが困難になっていると考えられます。 ○ 相談体制の「量」は確保できているものの、住民がアクセスしやすく、かつ複雑な問題に対応できる「質」の向上が求められていることがうかがえます。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ どこに相談すればよいかわからないという住民の不安を解消するため、相談先をわかりやすく周知していく必要があります。 ○ 複雑で対応が困難な相談に対しては、庁内の関係部署間や、他の関係機関との連携をより一層強化していく必要があります。 ○ 自ら相談することが難しい住民を地域で見守り、必要な支援につなげるため、ゲートキーパーの役割を担う人材の養成や育成を引き続き進めていくことが不可欠です。

基本目標3：自分らしく「生きる」居場所づくり

指 標	現 状						結 果		目 標
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 7年度
市民満足度 幸福度（10点満点）	6.47点	6.63点	6.66点	6.66点	6.75点	6.77点	6.72点	増加	増加

【施策に関連した取組について】（評価指標A：よくできた、B：できた、C：もう少し、D：できなかった）

事業名	評価	令和6年度の実績
公民館教室・講座の活用	B	・公民館教室・講座数19件、受講者数（実）：469名
健康増進のための施設の活用	B	・各種運動教室開催：664回 ・健幸カード（ポイントカード）の活用
労働者・雇用支援	B	・出張ハローワークの開催：1回（市内企業10社、住民43名参加） ・広報いわぬまへの掲載：4回（①仙南職業訓練センターの親子教室、②シルバー人材センターの会員募集）
市民協働推進事業 （男女共同参画推進）	B	・図書館コラボ展示の実施：1回 ・広報いわぬまへの掲載：1回（男女共同参画週間に関する記事）
青少年室相談事業	B	・いじめ、不登校、ひきこもり等の青少年に関する相談・指導（随時）
母子保健事業	B	・月1回の乳幼児健康診査・相談にて、子育てに関する不安や悩み等の軽減の実施 ・保健師の継続的支援の実施

【進捗状況】

評価	<p>目標：達成</p> <p>○ 住民の「幸福度」は、平成30年度の6.47点から、令和6年度には6.72点へと0.25点増加し、目標達成となっています。</p>
分析	<p>○ 計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響で事業を開催できない時期もありましたが、公民館での講座や各種運動教室、ハローワークの出張開催などを通じて、住民の生きがいづくりを推進することができました。</p> <p>○ 図書館での男女共同参画に関する展示や広報での啓発活動などを通じて、互いを認め合う意識を高める取組も進められました。これらの事業が総合的に作用し、住民の幸福度の向上につながった一因と考えられます。</p>
今後の方向性	<p>○ 今後も中学生向けの研修会、運動教室、就労支援、男女共同参画の啓発、子育ての悩み相談など、住民が自分らしく生きるための多様な生きがいづくりを継続していくことが重要であり、今後も各種相談や関連事業を推進していくことが求められています。</p>

基本目標4：子どもを「守る」教育・支援の充実

指 標	現状						結果		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
夢・あこがれ事業の開催数	3回	4回	7回	5回	6回	5回	3回	維持	増加
市民満足度調査 家庭教育の充実(6点)	3.998点	3.994点	4.005点	4.132点	3.921点	4.043点	3.916点	減少	増加
市民満足度調査 学校教育の充実(6点)	4.030点	4.017点	4.095点	4.238点	3.986点	4.082点	3.974点		

【施策に関連した取組について】(評価指標A：よくできた、B：できた、C：もう少し、D：できなかった)

事業名	評価	令和6年度の実績
学力向上推進事業	B	・学び塾の参加者数(延)：小学生 2,247名、中学生 1,327名
生涯学習推進事業	B	・放課後子ども教室(のびやか教室)参加者数(実)：116名
障害児療育事業	B	・個別面談の実施 ・仙心連親の会活動への参加：5回
地域子育て支援センター事業	B	・子育て相談：83件 ・親子講座の実施
小学校・中学校支援事業	B	・スクールカウンセラー(7名)、スクールソーシャルワーカー(1名)の相談対応実施
子どもの心のケアハウス運営事業	B	・子どもの心のケアハウス(あいるーむ)の来所支援：3,747回 ・学校訪問(アウトリーチ)の実施

【進捗状況】

評価	<p>目標：未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「夢・あこがれ事業の開催数」は、平成30年度の3回から令和6年度は3回と、現状維持となっています。 ○ 「家庭教育の充実」は平成30年度の3.998点から、令和6年度には3.916点へと0.082点減少、「学校教育の充実」は平成30年度の4.030点から、令和6年度には3.974点へと0.056点減少し、どちらも目標達成とはなりません。
分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学び塾」のような学習支援、子育て相談、スクールカウンセラーの配置、そして「子どもの心のケアハウス(あいるーむ)」による来所支援や学校訪問(アウトリーチ)など、様々な事業が実施されました。 ○ 各関係機関の支援と連携により、こどもを支える体制が構築されています。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年には、本市において、20歳未満の自殺者も確認されており、こうした事態を受け、今後も引き続きこども・若者の生きる力を育むとともに、こども・若者がSOSを出したときに、それを受け止められるよう関係機関が連携し、必要な支援体制を構築していくことが不可欠です。

(3) 傾向と対策

現計画の評価を受け、本市の自殺者の傾向と対策を以下のようにまとめました。

① 自殺者の傾向

自殺者の傾向から、「働き世代への支援」と「こども・若者を対象とした自殺予防の取組」を重要課題と位置付け、集中的な対策を検討・実施していく必要があります。

- 男性40歳～59歳は、失業や配置転換を背景に自殺している割合が高くなっており、働き世代に対する支援を検討する必要があると考えます。
- こども・若者の自殺が社会的な課題となっていることを受け、本市では、学校や関係機関と連携し、こども・若者が悩みを相談しやすい環境づくりや、自殺予防につながる取組を継続します。

② 今後の対策

地域とのつながりを求める人の意識が変わってきているため、住民同士の関わりの変化に対しては、これまでの手法にとらわれず、住民の生活様式や関わり方に合った見守りや支え合い体制を検討していく必要があります。

また、相談先の細分化、相談内容が複雑化している状況を踏まえ、困りごとを抱える人の「相談しにくさ」を解消し、複雑かつ多岐にわたる問題に対応するために、相談窓口の周知に加え、庁内や各関係機関と連携を深め、そのような相談にチームとして対応できる体制を強化していく必要があります。

○ 住民同士の関わりの変化

地域活動やサークル活動をしている人の割合は減少しましたが、一方で、ボランティア登録者数は増加しました。これは、これまで団体に所属して活動していた方が、ライフスタイルに合わせて、個人として地域と関わるケースが増えていると考えられ、地域には多様な参画の形が求められています。

○ 相談先の細分化・相談内容の複雑化

住民からは「どこに相談したらよいかわからない」という戸惑いや、悩みを相談することに44.4%の方が「ためらいを感じる」と回答しており、わかりやすい相談窓口の周知や相談内容を包括的に受け止める体制、困りごとに対する伴走型の支援等が求められています。

5 計画の基本理念



誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま



自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しています。そのため、行政・民間団体・関係機関及び住民が協働し、一人ひとりの生きるための支援に取り組むことが求められます。

また、国の自殺総合対策大綱には、自殺対策の基本方針が示されています。本市においては、住民に最も身近な行政機関として、自殺の防止に関する啓発の強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、困りごとを抱えた人に対する支援の充実を図る必要があります。

第1期自殺対策計画では基本理念を「誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま」としておりましたが、自殺対策は長期的な支援や視点が必要であることからこの基本理念を継承し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

国の自殺総合対策大綱における基本指針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

6 計画の目標

(1) 数値目標

国の自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画では、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

このような国の方針及び宮城県の目標を踏まえながら、本市においては令和2年から令和6年の平均を基準値とし、令和8年から令和17年までの10年間平均の自殺者数及び自殺死亡率を30%以上減少させることを目標とします。

【本市における目標数値】

	第1期		第2期	
	現状値	目標値	※基準値 (第1期計画の結果)	目標値
	平成26年～平成30年の 5年間平均	令和2年～令和6年の 5年間平均	令和2年～令和6年の 5年間平均	令和8年～令和17年の 10年間平均
自殺者数(人)	9.2	6.4	9.0	6.3
自殺死亡率 (10万人対)	20.8	14.5	20.6	14.4

※ 自殺統計より算出

(2) 基本目標

基本理念である「誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま」の実現に向けて、住民、地域、行政、関係機関が連携しながら、本市の現状や直近の自殺動向を踏まえ、以下の4つを基本目標とし、各分野での取組を通じて自殺予防を推進します。

また、「地域自殺実態プロファイル」等から特に対策が必要とされる“無職者・失業者”、“生活困窮者”、“高齢者”、“こども・若者”を重点施策対象とし、既存の事業を「※生きる支援」として位置付け、「誰も自殺に追い込まれない社会の実現」を目指します。

※ 生きる支援：誰もが安心して生活できるよう、生涯を通じた生活全般にかかる行政サービス、支援を「生きる支援」と位置付け、「自殺」をはじめ、様々な困りごとの解決に取り組みます。

図表 基本目標

基本目標1 みんなが「関わる」地域共生社会の形成

基本目標2 困ったときの声や支えの「届く」体制づくり

基本目標3 自分らしく「生きる」居場所づくり

基本目標4 こども・若者を「守る」教育・支援の充実



重点施策
対象

無職者
失業者

生活
困窮者

高齢者

こども
若者

7 自殺対策の展開

基本目標1 みんなが「関わる」地域共生社会の形成

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるためには、住民同士が互いに見守り、支え合う“つながり”を強化することが重要です。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響により希薄化している地域での関わりの変化を踏まえ、あいさつや声かけ、地域の行事等、世代を超えて住民同士が「関わる」ことで、楽しみを共有しながら、誰もが孤立することなく、安心して生活を送ることのできる地域共生社会の形成を目指します。



数値目標

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	市民満足度調査 「何らかの地域活動やサークル活動をしている人の割合」	19.2%	割合の増加
2	地域福祉計画アンケート 町内会など地域社会の活動への参加状況	55.1%	割合の増加
3	ボランティア登録者数（岩沼市社会福祉協議会）	153人	登録者数の増加
4	地域福祉計画アンケート 「地域にはいざというときに助け合う気風がある」と回答した人の割合	48.4%	割合の増加

※市民満足度調査：

市が取り組む施策に対して、住民が現在どの程度満足・重要と感じているかを調査するもので、今後のまちづくりに生かしていくことを目的として実施しているもの。

施策1-1 地域における見守り・支え合いの推進

[実施方針]

- 住民同士の日常的な「あいさつ」や「声かけ」を基盤とし、重層的な支え合いを通じて、高齢者などの孤独・孤立を防ぐ見守り・支え合い体制を充実させます。
- 各支援機関が連携を強化し、支援が必要な方の異変を早期に察知し、各種虐待対策とも連動した早期発見・介入できる体制づくりを行います。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 自分自身の体調や心の変化に気を配り、孤立しないよう近隣へのあいさつや声かけを実践しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域活動に積極的に参加し、交流を図りましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
認知症高齢者等見守りネットワーク事業	・行方不明高齢者、心身に不安を抱える方等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着したネットワークを構築します。	介護福祉課
民生委員・児童委員による見守り	・民生委員・児童委員の活動が、地域で困りごとを抱える人を早期発見し、適切な相談機関へつながるよう支援します。	社会福祉課
子育て支援センター・福祉サービス事業所等による見守り	・子育て支援センターや福祉サービス事業所が、日常の支援や活動を通じて、自殺リスクを抱える可能性のある住民を把握し、早期に適切な支援につなげます。	社会福祉課 介護福祉課 こども家庭センター 子育て支援センター

事業名	実施内容	担当課
高齢者虐待対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を中心に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等、関係機関が連携し、高齢者の虐待防止や早期発見に努めます。 ・ 被虐待者や養護者への適切な支援を継続することで、介護負担から起こる自殺リスクの軽減を図ります。 	社会福祉課 介護福祉課
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦、要保護児童に関する情報共有を図り、こどもの自殺の危機等に関する情報共有にも努めます。 ・ 関係機関との連携を強化し、こどもの安全を確保し、適切な支援につなげます。 	こども家庭センター
障害者虐待対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置や、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を活用し、関係機関・関係者間での課題共有と連携強化を図ります。 ・ 虐待の防止・早期発見に努め、被虐待者や養護者への適切な支援を継続することで、自殺リスクの軽減を図ります。 	社会福祉課

施策1-2 地域住民同士の交流と楽しみを共有できる 人間関係の構築

[実施方針]

- 住民が主体となり交流を楽しみ、地域で孤独・孤立を防ぐための「居場所」づくりを支援します。
- 様々な機会を通して、住民が交流できる場を確保し、多様な人間関係の構築や生きがいを見出す機会につなげます。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 身近な交流の場に積極的に参加し、孤立せずに人とのつながりを持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 住民活動やサークル活動を企画・運営する主体となり、誰もが気軽に交流できる多様な居場所づくりを担いましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
地域福祉団体への活動助成金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体への活動助成金の支給を通じて活動を支援します。 ・各福祉団体の活動を通じて、自分の役割や有用性を見出すことで、地域に「関わる」人材を増やします。 	社会福祉課
交流サロン推進事業 (団体への助成)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が身近な場所で気軽に集える交流サロンの開催を支援します。助成金の交付等を通じてサロン活動を促進し、交流による社会的孤立の解消や生きがい・居場所づくりを推進します。 	介護福祉課

事業名	実施内容	担当課
市民活動助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動団体への活動助成金の交付を通じて、住民主体による地域づくりや公益的な住民活動を支援し、協働のまちづくりを目指します。また、団体間の連携を促し、支援が必要な方の受け皿づくりにつなげます。 	まちづくり政策課
子育て支援センターでのイベント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて、子育て世代の交流機会を設けるため、親子で参加できる講座やイベントを実施します。 ・他の母親等との情報交換を通じて、育児ストレスの軽減を図り、保護者の孤立感の解消に努めます。 	子育て支援センター
母子保健事業における交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における集団指導（乳児教室など）を通じて、こどもの心身の成長を確認するとともに、保護者同士の交流を促進し、育児の孤立防止を図ります。 	こども家庭センター
老人クラブへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ(地域在住の60歳以上の会員による団体)への活動費を助成し、高齢者の健康づくりや仲間づくりを目的とした活動を支援し、高齢期の社会参加の促進や、生きがいづくりにつなげます。 	介護福祉課

基本目標2 困ったときの声や支えの「届く」体制づくり

生活に困っている人が抱えている問題は、身近な地域の中で生活している人でなければ気がつくことが難しい場合もあります。なかには、本人や周りの人も問題として気づいていないものや、自らSOSを発信できずに、悩みを抱え込んでいる人もいます。

そこで、自ら声を上げにくい人や、悩みや困難を抱えた人の声が確実に「届く」よう、デジタル技術を活用するなど、庁内各部署や関係機関との連携を強化し、必要なときに適切な相談や支援が受けられる体制を構築します。

また、困りごとや悩みごとを抱えた人に気づき、話を聞き、必要な支援につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材の育成に努めます。



数値目標

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	自殺対策啓発普及回数	4回	普及回数の増加
2	自殺対策ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	424人	受講者数の増加
3	地域福祉計画アンケート 「市内の相談窓口を3つ以上知っている」と回答した人の割合	43.4%	割合の増加

施策2-1 相談・支援の充実

[実施方針]

- 住民が「どこに相談したらよいかわからない」という不安を解消し、悩みや困難を抱える方がためらわずにSOSを発信できるよう、住民がアクセスしやすい環境を整備します。また相談方法について、対面だけでなくオンラインを活用するなど、相談しやすい環境を整備します。
- 経済的な課題を抱える方への相談支援を特に強化し、福祉部門と連携した包括的な早期発見・早期対応体制を整備します。
- 自殺に関する正しい知識を普及啓発することで、住民が困ったときに相談しやすい環境を作ります。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 悩みや困りごとを一人で抱え込まず、市の相談窓口を利用するなど、積極的に「SOS」を発信しましょう。
 - 経済的な困難や精神的な不調を感じた際は、早めに福祉関係機関や専門的な支援を求めましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域の中で、困っている人や普段と違う様子の方がいたら、行政や専門機関の相談窓口へつなげましょう。
 - 支援に関する情報を地域で共有し、相談しやすい環境や雰囲気をつくりましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
納税相談	・納税相談時において、家計の収支状況や困りごとを確認し、生活の立て直しと安定を第一に考え、必要な支援につながるよう関係機関と連携して対応します。	市民・税務課

事業名	実施内容	担当課
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談では、切迫した状況の相談者に対し、あっせん交渉を含む具体的な解決策を提供するなど、課題解決を支援します。 消費生活上の困難を抱える方に対しては、消費生活上の困難に関連する他の課題も併せて把握に努め、包括的な課題解決につながるよう支援します。 	産業振興課
水道料金	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金等の滞納者に対し、生活の安定を第一に考え、家計状況や困りごとを確認し、必要な支援につながるよう関係機関と連携して対応します。 	上下水道経営課
市営住宅家賃等	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の家賃滞納者に対し、必要に応じ納入指導や面談を実施した際、家計状況や困りごとを確認し、必要な支援につながるよう関係機関と連携して対応します。 	都市施設課
生活困窮者相談	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談を通じて自立の促進を支援します。 複数の困りごとを抱える方に対しては、関係機関と連携した伴走型支援を通じて、自殺リスクの軽減と自立の促進を図ります。 	社会福祉課
市民無料法律相談	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上で抱える解決が難しい問題、トラブル等について、法律に関する専門的な相談に応じ、解決に向けての助言を行います。 	社会福祉課
心配ごと相談 行政相談 人権相談	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談、行政相談、人権相談を継続し、相談内容や状況に応じて、庁内部署や専門機関へつなぐ連携体制を強化します。 	市長公室
健康やメンタルヘルスに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 保健師による個別相談、家庭訪問を継続し、精神保健の視点から自殺リスクの早期把握に努めます。 必要に応じて精神科医療、保健、福祉などの連携を図り、誰もが適切なサービスを利用できるよう支援します。 	健康増進課

事業名	実施内容	担当課
妊産婦・子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を通じて、妊産婦や子育て中の保護者の心身の健康を見守ります。 ・子育ての悩みが自殺リスクにつながることを防ぐよう、早期の支援開始に努めます。 	こども家庭センター 子育て支援センター
高齢者相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが中心となり、高齢者の総合相談を実施します。 ・地域住民、民生委員・児童委員、医療機関等との定期的な情報交換を通じて高齢者の実態把握に努め、必要に応じて市担当課等と連携し、必要な支援につなげます。 	介護福祉課
障害者相談	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援を行います。 ・障害者虐待の防止や早期把握、権利擁護に努めます。 	社会福祉課
心の健康相談 (精神保健福祉相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩み等を抱えた住民、家族、支援者からの相談に、心理士や精神科医が応じます。 ・相談を通じて、精神的な問題を抱える方に対し、早期かつ継続的に必要な支援へとつなげます。 	社会福祉課
青少年相談 教育相談 巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談、教育相談、巡回指導を継続実施し、いじめ、不登校、ひきこもり等の課題を持つ子ども・若者やその保護者に寄り添った支援を行います。 ・関係機関と連携し、複雑で多様な問題に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応と課題の早期発見に努めます。 	生涯学習課
広報等による相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや広報などを活用し、各種相談窓口の周知を図ります。 	市長公室 社会福祉課
自殺に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちや暮らしの危機に陥った場合に誰かに助けを求めることが社会全体の共通認識となるよう、正しい知識の普及啓発を図ります。 	社会福祉課

施策2-2 自殺対策を支える人材の養成・支援

[実施方針]

- 地域や職場における「気づき」の力を高めるため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な支援につなげる「命の門番」であるゲートキーパーの役割を担う多様な人材を育成します。
- 支援が複雑化する課題に対し、庁内各課や医療・福祉機関が連携し、地域プラットフォームの構築を通じて情報共有を徹底することで、チームによる重層的かつ切れ目のない支援体制の構築を目指します。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 「ゲートキーパー」の役割を理解し、大切な人の変化に気づき、話を聞き、専門家につなぐ意識を持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 団体活動を通じて、様々な立場（専門職、民生委員・児童委員、地域住民）の人々が相互に連携し、支援が必要な方の情報を共有しましょう。
 - 地域の課題解決や支援の輪を広げる活動（民生委員・児童委員の活動など）を支え、積極的に協力しましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
ゲートキーパー養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材の育成と資質の向上に努めます。 ・市の各事業の機会を通じて、ゲートキーパー養成講座の周知・啓発を図ります。 	社会福祉課

事業名	実施内容	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な相談役として、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう活動支援を行います。 ・新規委嘱委員を中心にゲートキーパー養成講座の実施や相談窓口（つなぎ先）の周知を徹底するほか、事案発生時にはメンタルフォローも行います。 	社会福祉課
食生活改善推進員、運動普及リーダー等の健康づくりボランティアへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員など、地域で活動する健康づくりボランティアに対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、地域の異変に気づき、必要時には適切な相談機関につなげられるよう支援します。 	健康増進課
医療・福祉・教育等の支援者の連携強化（プラットフォームの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に必要な情報共有の仕組み（地域プラットフォーム）を整備し、庁内関係部署や関係機関との連携を強化します。 ・サービスが必要な人を、早期発見し、適切な支援につなげるために、重層的な支援体制の構築を推進します。 	社会福祉課 介護福祉課 こども家庭センター 学校教育課 生涯学習課
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を継続実施し、支援困難事例の検討を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ります。 ・多職種連携により、問題の早期発見・適切な支援につなげます。 	介護福祉課
相談支援事業所やサービス事業所の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修等を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ります。 ・自殺リスクを抱えた人への対応能力を向上するとともに、支援者自身の心の健康維持にも配慮し、支援体制の充実を図ります。 	社会福祉課
学校職員・教員への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象に、問題行動の未然防止や児童生徒の健全育成のための研修を実施します。 ・研修の中で自殺問題や支援先に関する情報を提供することで、こどもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。 	学校教育課

基本目標3 自分らしく「生きる」居場所づくり

誰もが自分らしく「生きる」ためには、自分自身が自分を受け入れ、認めることが必要であり、心のよりどころとなる居場所を持つことが重要となります。

そこで、趣味や余暇、仕事等の喜びから生きがいを見出し、自己肯定感を高めることを重視し、物理的な場所だけでなく、地域や社会で孤立することなく、人とのつながりや安心感の得られる居場所づくりに取り組みます。

また、多様な生き方や考え方を互いに認め合う意識の醸成を図り、自己肯定感を育む社会を目指します。



数値目標

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	市民満足度調査 幸福度	6.72点/10点	幸福度の増加
2	地域福祉計画アンケート 「日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」と回答した人の割合	71.3%	割合の増加

※幸福度：

市民満足度調査において、「あなたはどの程度幸せですか」の問いで、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点としたときの回答の平均値。

施策3-1 生きがいづくりの推進

[実施方針]

- 住民が新しい「生きがい」を見出すきっかけを提供するため、公民館講座や各種運動教室の活用を継続し、物理的な居場所づくりを推進します。
- 無職者・失業者、高齢者の社会参加と就労機会の確保を支援します。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 公民館講座や運動教室、就労支援等の機会を積極的に活用し、新しい趣味や仕事を通じて「生きがい」を見つけ、社会とのつながりを持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域の活動や学習機会に参加することで、仲間とのつながりを深めましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
健康・運動に関する普及啓発や体験の場の確保	・健康・運動に関する普及啓発や体験の場の提供を継続し、住民の心身の健康と生活習慣改善に向けた支援を行います。	健康増進課 生涯学習課
フレイル予防や介護予防教室の開催	・地域住民を対象にフレイル予防や介護予防教室を開催し、高齢者の健康増進を図ります。	介護福祉課
公民館教室・講座の活用	・社会教育施設を活用し、各種講座の開催、学習機会の提供を継続し、自己肯定感、生きる力を育む機会を提供します。	中央公民館
健康増進施設による各種運動教室の開催	・健康増進施設において、各種運動教室を開催し、住民の外出機会の確保、健康づくり、参加者同士のつながりを促進します。これにより、生きがいづくりへの寄与を目指します。	グリーンピア岩沼

事業名	実施内容	担当課
障害者の社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が社会とのつながりを持ち、生きがいや自己肯定感を高められるよう、就労支援等の充実を図ります。 ・移動に関する支援、助成を行い、障害者の社会参加を促進します。 	社会福祉課
はじめて市民活動講座や市民活動相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動に関する相談・情報発信や団体向け講座の開催、住民活動団体への活動支援を通じて、多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動への参加を進めます。 	いわぬま市民交流プラザ
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの活用を支援し、高齢者の就業機会や社会参加の促進、生きがいづくりを推進します。特に、マッチング後の就労状況や継続勤務状況の把握に努めます。 	産業振興課
無職者・失業者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出張ハローワークの開催などを通じて、無職者・失業者へ就労機会を提供し、生活基盤の安定を図ります。 ・マッチング後の就労状況や継続勤務状況の把握に努めることで、生活困窮に陥ることのないよう包括的な支援を行います。 	社会福祉課
ひきこもりサポート事業 HATCH いわぬま	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりなどの状態にある方に対し、本人が安心して自由に過ごせる居場所を提供し、社会参加に向けてのサポートを行います。 	社会福祉課

施策3-2 互いに認め合う意識の啓発

[実施方針]

- 住民一人ひとりの自己肯定感を高め、多様な生き方を肯定し、互いの違いを認め合う豊かな社会を目指した啓発活動を推進します。
- こども・若者、子育て中の保護者の孤立感を解消し、安心感の中で自己肯定感を醸成できるよう支援します。
- 個人として尊重し合う考え方の共有を図ります。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 性別や立場に関わらず、互いを「個人として尊重し合う」考え方を実践しましょう。
 - 悩みや困難を一人で抱え込まず、支援機関を活用し、孤立を防ぎ、自己肯定感を育みましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 多様な生き方や考え方を受け入れ、温かい声かけや見守りを実践しましょう。
 - 地域活動を通じて、多様性を認め合う豊かな人間関係を築きましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
市民協働推進事業 (男女共同参画推進)	・ 男女共同参画に関する周知の機会を利用し、互いに認め合い、個人として尊重し合う考え方の共有を図り、多様な生き方を肯定できる社会を目指します。	まちづくり政策課
青少年室相談事業	・ 青少年の健全育成、非行防止活動の推進に向けた、家庭教育・非行防止相談を通じて、相談者の孤立感を解消し、自己肯定感を高めます。	生涯学習課

事業名	実施内容	担当課
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査、乳幼児相談等を継続実施します。特に育児ストレスを抱える母親への支援を強化します。 ・保健師による継続的な支援や家庭訪問を通じて、保護者の自己肯定感を高め、子育ての孤立防止に努めます。 	こども家庭センター
認知症に関する普及啓発 (認知症サポーター養成講座)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座などを通じて、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組み、認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう支援します。 	介護福祉課
障害に関する理解促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する正しい知識の普及啓発を通じて、共に地域に暮らす一員として相互理解を深め、差別や偏見をなくし、障害者やその家族が安心して暮らせるよう支援します。 	社会福祉課

基本目標4 こども・若者を「守る」教育・支援の充実

こども・若者が抱える悩みは多様であるため、それぞれの成長過程に応じた対応が必要であり、学校だけでなく、家庭や地域といった様々な環境でこども・若者を「守る」取組が求められます。

そこで、学校、家庭、地域が連携し、発達段階に応じた生きる力を育む教育を推進します。特に、SOSの出し方に関する教育やデジタル機器を活用した自殺リスクの早期発見と早期対応できる体制を強化し、様々な困難に直面した際に、地域全体でこども・若者を「守る」教育・支援の充実を図ります。



数値目標

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	夢・あこがれ事業の開催数	3回	回数の維持
2	市民満足度調査 「家庭教育の充実」満足度 「学校教育の充実」満足度	3.916点/6点 3.974点/6点	満足度の増加
3	いじめ問題対策委員会の実施回数	12回	実施回数の増加

施策4-1 生きる力を育む支援

[実施方針]

- こども一人ひとりが、将来に希望や夢、生きがいをもって成長できるよう、学びの場や生涯学習などを通じた多様な経験や活動支援を通じて、自己肯定感と生きる力を育みます。
- こども達が社会で直面する困難への対処方法を身に付けるため、SOSの出し方に関する教育を推進します。
- 障害児療育事業を通じて、自己肯定感を高める支援と、互いに支え合う人間関係の構築を図ります。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 学校での「SOSの出し方に関する教育」を理解し、困難やストレスに直面したときに、ためらわずに大人や専門家に助けを求められるようにしましょう。
 - こどもの発達段階に応じた関わりを通じて、こどもの自己肯定感を高め、生きる力を育みましょう。
- 地域や仲間とともに
 - こどもや若者が多様な経験を通じて将来を考えるきっかけや生きがいを見出せるよう地域活動を通じて、サポートしましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
学力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外部人材（地域人材、大学生）を活用した学び塾を継続し、児童生徒の学習機会の確保と学習習慣の確立を支援します。 ・のびやか教室との連携を継続し、居場所づくりを兼ねた学びの場を提供することで、児童生徒が将来について考えるきっかけを提供し、人との関わり合いを通じた生きる力の育成を図ります。 	学校教育課

事業名	実施内容	担当課
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア・リーダー育成や地域学校協働活動を継続し、青少年活動への指導・助言や家庭教育支援を通じて、こどもの生きる力と生きがいづくりにつなげます。 ・子ども会行事等へのボランティア派遣を通じ、地域との関わりを促進します。 	生涯学習課
障害児療育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害を持つ子どもや発達に心配のある子どもに対し、個別面談、情報共有、多機関連携を継続し、早期療育を推進します。 ・保護者同士の交流やリフレッシュの機会を提供し、孤独感を解消します。地域とつながり、人と関わることの楽しさを感じるよう支援することで、自己肯定感の向上と見守り・見守られる人間関係の構築を図ります。 	すぎのこ学園
人権教育・福祉教育の推進 (心の健康と SOS の出し方に関する教育を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、発達段階に応じた命の大切さ・尊さを実感できる教育に加え、SOS の出し方に関する定期的な教育を推進します。 ・精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を推進し、困難やストレスへの対処方法を身に付けられるよう支援します。 	学校教育課
夢・あこがれ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が本物に触れ、感動を味わうことを通して、将来の夢やあこがれ、目標を持つきっかけとなる事業を継続して開催します。 	市長公室

施策4-2 こどもを支える体制の整備

[実施方針]

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び子どもの心のケアハウス（あいるーむ）による学校と連携した重層的な支援を継続し、こども・若者の自殺リスクの軽減を図ります。
- ICTによる早期リスク把握と必要な情報発信を推進するとともに、専門チームによる危機対応体制を構築することで、切れ目のない包括的な支援体制を整備します。



施策の方向性

住民・地域に期待する役割

- 自分自身、各家庭で
 - 子どもの心のケアハウス（あいるーむ）や地域子育て支援センターなど、専門的なサポートを活用し、子育ての悩みや困難を乗り越えましょう。
 - こどもが心理的に不安定になりやすい時期は、特にこどもの様子に気を配り、異変があればすぐに学校や相談機関に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - こどもや若者のSOSのサインを見逃さないよう、関係機関と協力して地域全体で支えましょう。

市の取組・支援

事業名	実施内容	担当課
地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て等に関する相談・援助を継続し、深刻な状況にある保護者の早期発見と保健師、家庭児童相談員等の関係機関との連携による早期対応に努めます。 ・ 育児ストレスを抱える母親の負担軽減のため、親子で参加できる講座の実施や子育て世代の交流機会を提供し、孤立感の軽減を図ります。 	子育て支援センター

事業名	実施内容	担当課
小中学校支援事業 (スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続配置し、不登校や問題を抱える児童生徒及びその家庭へ積極的に支援を行います。 ・学校、子どもの心のケアハウス(あいるーむ)職員、関係機関と連携を強化し、多様な相談ニーズに応じた包括的な支援を展開することで、こども・若者の自殺リスクの軽減を図ります。 ・長期休業前後の時期における自殺予防の取組を強化します。 	学校教育課
子どもの心のケアハウス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心のケアハウス(あいるーむ)を運営し、学校生活への適応が困難な児童生徒及び保護者への来所支援、相談活動、学習指導を継続します。 ・学校の別室登校児童生徒へのアウトリーチ支援を継続し、重層的な不登校支援の充実を図ります。 	学校教育課
ICTを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA スクール構想で配布されているタブレット端末の活用等により、自殺リスクの把握を効率的に行い、必要な支援を届けるため、プッシュ型の支援情報の発信を推進します。 	学校教育課
要保護児童対策地域協議会(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会を開催し、特定妊婦、要保護児童に関する情報共有を図り、こどもの自死の危機等に関する情報共有にも努めます。 ・関係機関との連携を強化し、こどもの安全を確保し、適切な支援につなげます。 	こども家庭センター
いわぬまきち	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭に次ぐ、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、心の安定と自己肯定感の向上を図ります。 	こども家庭センター
ひきこもりサポート事業 HATCH いわぬま(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりなどの状態にあるこどもに対し、本人が安心して自由に過ごせる居場所を提供し、社会参加に向けてのサポートを行います。 	社会福祉課
教育と福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な困難を抱えるこどもに対し、迅速かつ適切な支援を行うため、必要に応じて福祉や教育の関係機関との連携を強化し、包括的な支援につなげます。 	こども家庭センター 学校教育課

